

東日本大震災と被災者支援

国土交通委員会 専門員

たなか としゆき
田中 利幸

平成9年12月、議員会館の会議室において、浦田参議院災害対策特別委員長主催の勉強会が開催された。阪神・淡路大震災の後に課題とされた災害被災者に対する支援の在り方を議題とするものである。委員会メンバー、さらには様々な被災者支援立法を目指す与野党議員、市民団体代表者や全国知事会関係者等の間で、活発な意見交換が行われた。被災者支援のための法制度の必要性について与野党の参加議員に特に反対はなく、いわば政策上の潮目の変化に影響を及ぼした瞬間であったといえる。

その後、参議院災害対策特別委員会において、法案の一本化のための実務者協議が十数回にわたり行われた結果、一部会派を除く各会派の合意に至り、平成10年に参議院の議員立法として被災者生活再建支援法が制定された。これにより、仮設住宅の供与といった現物給付による公的支援に加えて、新たに現金給付（最大100万円）の道が開かれることとなった。阪神・淡路大震災を契機としたこの法律の制定経緯は本誌207号（平成10年9月）所載の拙稿で紹介したところであるが、今では、数次の法改正を経て支援内容の充実（最大300万円）が図られ、被災者への個人補償をめぐる無限ループ的な議論を脱して、被災者の生活・住宅再建ひいては被災地の復興のための重要な支援ツールとなっている。

発災から5年を迎えようとしている東日本大震災においても、同法に基づき、平成27年10月時点で約19万の被災世帯に対して3,100億円を超える支援金が支給されている。この東日本大震災に関しては、10年間の復興期間のうち前半5年の「集中復興期間」が今年度で終了し、28年度からは「復興・創生期間」が始まろうとしている。当初47万人を数えた避難者等は3分の1程度となり、被災者は仮設住宅から恒久住宅に入居するなど新たな生活とコミュニティづくりが本格化しつつある。しかしながら、個々の被災者の置かれている状況と復興度合いは千差万別である。

平成27年国勢調査結果の速報によれば、津波で被災した沿岸市町村の多くは大幅な人口減となった。これは、被災者の生活再建の前提となる住まい・生業・生活利便施設等に係る環境整備の取組の長期化、加齢による再建方針の変更等が一因となっている可能性もある。加えて、原子力災害により人口が減少した福島復興・再生についても、住民の帰還に向けた環境の整備や長期避難者支援など課題が山積している。被災地の復興が加速されるよう、被災者の一日も早い生活再建に資する取組の充実が望まれる。

さらに、全国的な人口減少・超高齢社会の進行に鑑みれば、今後の災害対策においては、上述した先人の思いを受け継ぎつつ、東日本大震災により顕在化した単身高齢被災世帯の増大など被災類型の変化を踏まえて、心の復興を含むきめ細かな被災者支援政策の一層の充実を図っていくことが重要であるように思われる。